

## 印西市告示第166号

### 印西市建設工事等の金額入り設計書の交付に関する事務取扱要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び最低制限価格を付した街路樹管理業務、公園管理業務、草刈業務その他これらに類する業務の委託（以下「建設工事等」という。）の金額入り設計書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「金額入り設計書」とは、市が発注した入札に係る建設工事等に際し、予定価格を算出した単価及び金額の記載された設計書をいう。

#### (交付対象者)

第3条 金額入り設計書の交付対象者は、当該金額入り設計書に係る建設工事等の入札参加者とする。

#### (交付)

第4条 金額入り設計書の交付を受けようとする者は、落札候補者の決定がされた日からその日の2日後（印西市の休日を定める条例（平成元年条例第19号）に規定する市の休日を除く。）の正午までに、金額入り設計書交付申込書（別記様式）に記録型の光ディスク（未使用品に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、郵送による提出は認めないものとする。

2 金額入り設計書の交付は、電磁的記録（PDF形式による。）により行うものとする。

3 金額入り設計書の交付に係る費用は、無料とする。

4 第1項の申込みがあったときは、速やかに当該申込みに係る金額入り設計書を交付するものとする。

#### 附 則

この告示は、平成29年2月1日から施行する。

別記様式

## 金額入り設計書交付申込書

年 月 日

印西市長

様

住 所

氏 名

連 絡 先

下記の建設工事等に係る金額入り設計書の交付を申し込みます。

### 記

建設工事等の 名 称	
建設工事等の 担 当 課	

備考

- 1 1件の工事につき、1枚の記録型の光ディスク（未使用品に限る。）を添えて提出すること。
- 2 この申込書は、建設工事等の担当課に提出すること。